

原子炉等規制法等平成 29 年改正法の施行状況の検討結果

令和 4 年 6 月 15 日

原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号。以下「改正法」という。）附則第 18 条の規定に基づき、改正法の施行状況の検討結果を報告し、その結果に基づき講じる措置の了承について諮るものである。

2. 改正法の施行状況の検討について

改正法附則第 18 条において、「政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」旨が定められている。

改正法の施行日は平成 29 年 4 月から令和 2 年 4 月までの 6 段階に分かれており、第一段階の施行から、ちょうど 5 年が経過したところであり、この機に改正法の全体について、今の段階での施行状況の検討を行った。

3. 施行状況の検討結果

改正法の施行状況の検討結果は、次のとおり（実績件数等について特段の時点の表記のないものは、当該条文施行日から令和 3 年度末時点までの状況）。なお、詳細は別添のとおり。

(1)改正法第 1 条関係（平成 29 年 7 月施行）

①使用・国際規制物資使用者の地位の承継

法人等の合併、分割及び相続に係る承継の手続きは、使用者で 7 件、国際規制物資使用者で 25 件実施されており、本制度は適切に運用されている。

【改正概要】法人の合併、分割等があったときは、認可・届出を経てその地位を承継することとした。

②使用施設等に係る保安措置命令

施行に必要な規則等の制定は行われている。措置を命じた実績はないが、検査指摘事項を通じて、使用者に改善を促している。

【改正概要】使用者は保安のために必要な措置を講じるとともに、原子力規制委員会は保安のために必要な措置を命ずることができることとした。

③国際規制物資使用者における核燃料物質の譲渡譲受

少量の核燃料物質の譲渡譲受は 246 件実施されており、本制度は適切に運用されている。

【改正概要】国際規制物資使用者間での少量の核燃料物質の譲渡譲受ができることとした。

④原子力施設に係る基準の明確化

技術情報検討会を通じた最新知見の取り入れ、審査実績を踏まえた規制基準の要求内容の具体化、表現の改善を計画的に行うなど、基準の明確化に努めている。

【改正概要】原子力施設に係る基準を定めるに当たり、原子力の研究、開発利用における安全に関する最新の知見を踏まえ、当該基準の明確化に努めることとした。

(2)改正法第2条関係（平成30年10月施行）

①廃止措置実施方針の作成等の義務化

必要な全ての事業者において、廃止措置実施方針が作成及び公表されており、本制度は適切に運用されている。

【改正概要】事業者は、廃止措置方針を作成し、これを公表しなければならないこととした。

②廃棄物埋設事業に関する規制の強化

本制度の施行に当たって必要な規則等の制定を行った。

【改正概要】第二種廃棄物埋設の事業の許可を受けずに、第一種廃棄物埋設施設において第二種廃棄物埋設を行うことができることとした。

③指定廃棄物埋設区域に関する規制の追加

本制度の施行に当たって必要な規則等の制定を行った。

【改正概要】原子力規制委員会は、廃棄物埋設事業に係る敷地及びその周辺に、指定廃棄物埋設区域を指定することとした。

(3)改正法第3条関係（令和2年4月施行）

①原子力規制検査

本制度は、国際原子力機関（IAEA）の勧告等を踏まえ、事業者の安全活動に着目（パフォーマンスベースト）し、かつ、リスク情報を活用（リスクインフォームド）した検査制度とすべく、米国の検査制度を参考に整備した。本制度の施行前には、平成28年5月から検査制度の見直しに関する検討チームを設置して外部有識者及び事業者から意見を聴取して本制度の詳細設計を行ったほか、平成30年10月から試運用を行い、検査官の習熟を図ると共に本制度の実効性を検証した。また、これと並行して、米国における検査の実態を把握するため平成28年6月から平成30年6月まで米国原子力規制委員会（NRC）にのべ10名の職員を派遣したほか、平成29年10月から10回にわたってNRC検査官を招へいし、本制度の検討状況や検査官の教育について助言を受けた。

このように本制度は入念に事前準備を行った上で、令和2年4月から施行された。おおむね検査計画どおりに検査が行われており、検査指摘事項を60件確認するなど、本制度は適切に運用されている。また、本制度の施行後も、本制度の運用における課題については、外部有識者及び事業者から意見の聴取を行い、検査ガイド類の見直しを行うなど、継続的な運用の改善に努めている。

【改正概要】事業者は、使用前事業者検査等の実施状況、保安規定等に従って講ずべき措置の実施状況等について、原子力規制検査を受けることとした。

②原子力施設の保安のための業務に係る品質管理の要求

必要な全ての事業者において、許可の変更届出、保安規定の変更認可が行われ、品質管理体制が整備された。その実施状況は、原子力規制検査を通じて確認している。

【改正概要】設置許可等の条件として、保安のための業務に係る品質管理を追加した。

③使用前事業者検査

使用前事業者検査を事業者が適切に行っているかを確認する原子力規制検査を 62 件、チーム検査を通じて行った。本制度は適切に運用されている。

【改正概要】事業者自身が、設置又は変更の工事をする原子力施設について使用前事業者検査を行い、技術上の基準に適合しているかを確認することとした。

④定期事業者検査

定期事業者検査を事業者が適切に行っているかを確認する原子力規制検査を 466 件、日常検査を通じて行った。本制度は適切に運用されている。

【改正概要】事業者自身が、原子力施設について定期的に定期事業者検査を行い、技術上の基準に適合しているかを確認することとした。

(4)改正法第 4 条関係（平成 30 年 4 月施行）

①放射性廃棄物の廃棄に係る特例（原子炉等規制法上の廃棄物へのみなし規定）

本制度の施行に当たって必要な規則等の制定を行った。

【改正概要】放射性同位元素等規制法上の使用者等が原子炉等規制法の廃棄事業者に廃棄を委託した放射性同位元素又は放射性汚染物を核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物とみなすこととした。

②放射性同位元素等に係る事故等の際の報告の義務化

事故等の報告を 17 件受けており、本制度は適切に運用されている。

【改正概要】事業者は、放射線障害が発生する恐れのある事故その他の事象が生じた場合、原子力規制委員会等に報告しなければならないこととした。

③試験、資格講習、定期講習の課目の規則委任

放射線取扱主任者の試験等の課目を機動的に見直しすることができるよう規則に委任するとともに、これにより、事故対応に係る課目を追加する等課目の見直しを行っており、本制度は適切に運用されている。

【改正概要】放射線取扱主任者の試験、資格講習及び定期講習の課目を、原子力規制委員会規則で改正できるようにした。

(5)改正法第5条関係（令和元年9月施行）

①工場等における特定放射性同位元素の防護措置義務

改正法の施行前から、特定放射性同位元素を取り扱う使用者等の理解促進を図るため、対象使用者等に対し、法令改正の説明会及び育成プログラムに取り組んでおり、該当する全ての使用者等において、改正法に基づいてあらかじめ防護規程の届出がなされた。そして、これまでの立入検査等により、使用者等において、防護規程等に基づき特定放射性同位元素の防護のために必要な措置が講じられていることを確認している。

これらのことから、当該使用者等において法令に基づいた防護措置が確保されるとともに、セキュリティ意識の向上が図られているものと考えられることから、本制度は適切に運用されている。

【改正概要】使用者等が特定放射性同位元素を工場等で取り扱う場合、防護のための必要な措置を講じることを義務付けた。

②運搬に係る特定放射性同位元素等の防護措置義務

改正法の施行前から、特定放射性同位元素を取り扱う許可届出使用者等の理解促進を図るため、対象使用者等に対し、法令改正の説明会及び育成プログラムに取り組んでいる。そして、これまでの立入検査等により、許可届出使用者等において、特定放射性同位元素の運搬の際に防護のために必要な措置が講じられていること及び取決め締結届の内容のとおり適切に取決めがなされていることを確認している。

これらの状況から、当該許可届出使用者等において法令に基づいた防護措置が確保されるとともに、セキュリティ意識の向上が図られているものと考えられることから、本制度は適切に運用されている。

【改正概要】許可届出使用者等が特定放射性同位元素を工場外で運搬する場合、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置を講じることを義務付けた。

③特定放射性同位元素防護管理者の選任

改正法の施行前から、特定放射性同位元素を取り扱う使用者等の理解促進を図るため、対象使用者等に対し、法令改正の説明会及び育成プログラムに取り組んでおり、該当する全ての使用者等において、改正法に基づいてあらかじめ特定放射性同位元素等防護管理者の選任の届出がなされた。そして、これまでの立入検査等により、特定放射性同位元素を防護するため選任された特定放射性同位元素防護管理者が必要な業務を適切に遂行していることを確認している。

これらの状況から、当該使用者等において法令に基づいた防護措置が確保されるとともに、セキュリティ意識の向上が図られているものと考えられることから、本制度は適切に運用されている。

【改正概要】特定放射性同位元素を取り扱う使用者等は、特定放射性同位元素防護管理者を選任することを義務付けた。

④登録運搬物確認機関の要件の追加

登録運搬物確認機関において、特定放射性同位元素防護措置の知識等を有する者により必要な運搬物確認が行われていることを立入検査等で確認しており、本制度は適切に運用されている。

【改正概要】登録運搬物確認機関の要件として、運搬物確認員が特定放射性同位元素の防護に係る知識及び経験を求めることとした。

⑤放射線同位元素等に係る使用者等の責務

立入検査において確認を行った使用者等においては、いずれも業務の改善等の自主的な改善取組が行われており、本制度は適切に運用されている。

【改正概要】使用者等は、最新の知見を踏まえつつ、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護に関し、必要な措置を講ずる責務を有するものであるものとした。

(6)改正法第6条関係（平成29年4月施行）

放射線審議会は、眼の水晶体に係る放射線防護の在り方についての意見具申や、放射線防護の基本的考え方についての文書を取りまとめるなど、実績を重ねている。

【改正概要】放射線審議会の役割として、放射線障害防止の技術的基準に関する事項に関し、関係行政機関の長に意見を述べるができるものとした。

4. 検討結果に基づき講じる措置（委員会了承事項）（案）

施行状況を検討した結果、改正法はおおむね適切に運用されており、更なる法改正を要する事項は、現時点では見当たらない。今後も上述の検討結果にあるような継続的な改善を着実に進めていくこととしたい。

また、今後、国際原子力機関の総合規制評価サービス（IRRS）及び国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）を受検する際に、改正法の施行状況についても説明し、評価を受けることとしたい。

<添付資料>

別添：改正法施行状況の検討結果集

改正法施行状況の検討結果集

令和4年6月15日
原子力規制庁

項目

1. 1条関係

- (1)使用・国際規制物資使用者の地位の継承
- (2)使用施設等に係る保安措置命令
- (3)国際規制物資使用者における核燃料物質の譲渡譲受
- (4)原子力施設に係る基準の明確化

2. 2条関係

- (1)廃止措置実施方針の作成等の義務化
- (2)廃棄物埋設事業に関する規制の強化
- (3)指定廃棄物埋設区域に関する規制の追加

3. 3条関係

- (1)原子力規制検査
- (2)原子力施設の保安のための業務に係る品質管理の要求
- (3)使用前事業者検査
- (4)定期事業者検査

4. 4条関係

- (1)放射性廃棄物の廃棄に係る特例(原子炉等規制法上の廃棄物へのみなし規定)
- (2)放射性同位元素等に係る事故等の際の報告の義務化
- (3)試験、資格講習、定期講習の課目の規則委任

5. 5条関係

- (1)工場等における特定放射線同位元素の防護措置義務
- (2)工場等の外における運搬に係る特定放射性同位元素の防護措置義務
- (3)特定放射性同位元素防護管理者の選任
- (4)登録運搬方法確認機関及び登録運搬物確認機関の要件の追加
- (5)放射線同位元素等に係る使用者等の責務

6. 6条関係

- (1)放射線審議会への調査審議・提言機能の追加

※本資料において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)は「原子炉等規制法」、放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号)は「放射性同位元素等規制法」とする。また、本資料において使用する用語は、原子炉等規制法又は放射性同位元素等規制法において使用する用語の例による。

改正法施行状況の検討結果

(担当:放射線防護企画課保障措置室、研究炉等審査部門)

1. (1)使用・国際規制物資使用者の地位の承継
該当条文:原子炉等規制法第 55 の3条、第 55 条の4、第 61 条の5の2、第61条の5の3
改正概要
<p>使用者又は国際規制物資使用者である法人の合併又は分割の場合において原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人等は、使用者又は国際規制物資使用者の地位を承継するものとする。</p> <p>使用者又は国際規制物資使用者について相続があったときは、相続人は、使用者又は国際規制物資使用者の地位を承継するとともに、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。</p>
施行状況
【経緯】 平成 29 年7月:核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令 改正公布 (平成 29 年7月施行) 核燃料物質の使用等に関する規則 改正公布(平成 29 年7月施行) 国際規制物資の使用等に関する規則 改正公布(平成 29 年7月施行)
【定量的な実績】 ①使用者に係る件数 :4件(合併認可)、3件(分割認可)、0件(相続人届出) ②国際規制物資使用者に係る件数 :14 件(合併認可)、11 件(分割認可)、0件(相続人届出)
検討の結果
使用者及び国際規制物資使用者である法人等の合併・分割・相続に係る承継の手続は適切に運用されている。

改正法施行状況の検討結果

(担当:研究炉等審査部門、核燃料施設等監視部門)

1. (2)使用施設等に係る保安措置命令
該当条文：原子炉等規制法第56条の3、第56条の4、第60条
改正概要
使用者は、使用施設等の保全、核燃料物質の使用等について保安のために必要な措置を講じるとともに、原子力規制委員会は、当該措置が原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、当該使用施設等の使用の停止、改造その他保安のために必要な措置を命ずることができる。
施行状況
【経緯】 平成29年7月：核燃料物質の使用等に関する規則 改正公布（平成29年7月施行）
【定量的な実績】 ①使用施設等への措置命令件数：0件 ②検査指摘事項：4件
検討の結果
改正法施行後、使用者に対して使用の停止、改造、修理または移転、核燃料物質の使用の方法の指定その他保安のために必要な措置を命じた実績はないが、検査指摘事項を通じて改善を促すなど、制度は適切に運用されている。

※本項目において使用する用語は、原子力規制検査等実施要領において使用する用語の例による。

改正法施行状況の検討結果

(担当:放射線防護企画課保障措置室)

1. (3)国際規制物資使用者における核燃料物質の譲渡譲受
該当条文:原子炉等規制法第 61 条
改正概要
国際規制物資使用者は、国際規制物資使用者間での少量の核燃料物質の譲渡し及び譲受け並びに少量の核燃料物質の輸出及び輸入を行うことができる。
施行状況
【経緯】 平成 29 年 7 月:国際規制物資の使用等に関する規則 改正公布(平成 29 年 7 月施行)
【定量的な実績】 ①国際規制物資使用者間での少量の核燃料物質の譲渡譲受件数:246 件 ②国際規制物資使用者間での少量の核燃料物質の輸出入件数:0 件
検討の結果
国際規制物資使用者間での少量の核燃料物質の譲渡し及び譲受けの制度は適切に運用されている。また、国際規制物資使用者による少量の核燃料物質の輸出入については、国際規制物資の使用等に関する規則において、輸出入実施計画の事前提出及び輸出入を行ったときの報告並びに対応する様式を整備したが、これまでのところ実績はない。

改正法施行状況の検討結果

(担当:原子力規制企画課、技術基盤課)

1. (4)原子力施設に係る基準の明確化
該当条文:原子炉等規制法第 62 条の2の2
改正概要
原子力規制委員会は、原子炉等規制法で規定する原子力施設に係る基準を定めるに当たっては、原子力の研究、開発及び利用における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、それぞれの原子力施設の安全上の特性に応じ、当該基準の明確化に努める。
施行状況
【経緯】 平成 25 年3月:技術情報検討会 第1回会合開催(令和4年3月まで計 52 回開催) 平成 25 年 11 月:核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方(原子力規制委員会了承。以降、平成 28 年 12 月、平成 30 年 4 月、同年 12 月に改正) 平成 30 年1月:震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム 第一回会合開催(令和元年8月まで計 11 回開催) 令和2年8月~10 月:審査経験・実績を踏まえた規制基準の要求内容の更なる具体化・表現の改善に係る改善提案の収集、実施計画の策定 令和3年4月:実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等 改正 委員会決定 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド改正 委員会決定 令和3年6月:令和 2 年度の実施計画に基づく、規制基準・審査ガイド改正 (以降も継続的に実施)
【具体的な効果・実例】 ・ 原子炉等規制法に規定する原子力施設に係る規制基準を策定するにあたっては、原子力利用における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、原子力施設の安全上の特性に応じ、規制基準の明確化に努めている。 特に、核燃料施設等については、平成 25 年に策定した「核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方」について、施設の特徴に踏まえ数回にわたり改訂を実施している。 ・ 震源を特定せず策定する地震動に関する検討チームにて、全国共通に適用できる地震動の策定方法を明確にする観点から、地域的な特徴を極力低減させた普遍的な地震動レベルを設定するための検討を行った。この検討において「震源を特定せず策定する地震動(全国共通)」として取りまとめられた標準応答スペクトルを、原子力規制へ取り入れることとし、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

の解釈等を改正した。

【継続的改善】

- ・ 国内外の原子力施設の事故・トラブルに係る情報に加え、最新の科学的・技術的知見を規制に反映させる必要性の有無について、整理し情報を共有することを目的として、技術情報検討会を開催し、検討を着実に進めている。
- ・ 審査経験・実績をもとに、規制基準の要求内容の更なる具体化・表現の改善を行っている。審査担当部署及び被規制者双方から改善提案を受け、公開の意見交換会合を実施するとともに、これを踏まえた年度ごとの実施計画を策定し、継続的に見直しを行っている。

検討の結果

基準の明確化により、事業者の規制で要求される内容や規制の判断に対する予見性が高まっており、効率的な審査への一助となった。また、全ての原子力施設の基準を一律に見直すのではなく、核燃料施設等に関しては、これまでと同様に、施設ごとの特徴を踏まえ必要に応じて基準の見直しを検討することとしている。

また、具体的な効果・実例で示した標準応答スペクトルの取り入れに際し、原子力事業者は、基準地震動を変更する必要がないと考える旨の説明する文書を提出でき、原子力規制委員会が認めた場合には原子炉設置変更許可申請を不要とするなど、手続きについても柔軟かつ明確にしておき、適切な規制体系の構築に貢献した。

最新知見の規制への反映に係る検討は、技術情報検討会により継続的に行われている。

さらに、令和2年度からは、審査経験・実績をもとに、規制基準の要求内容の更なる具体化・表現の改善を継続的に進め、基準の明確化に努めている。

改正法施行状況の検討結果

(担当:原子力規制企画課、実用炉審査部門、研究炉等審査部門、核燃料施設審査部門)

2. (1)廃止措置実施方針の作成等の義務化
該当条文:原子炉等規制法第12条の5の2、第22条の7の3、第43条の3、第43条の3の33、第43条の26の4、第50条の4の3、第51条の24の3、第57条の4
改正概要
製錬事業者、加工事業者、試験研究用原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済み燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者(以下、本項目において「発電用原子炉設置者等」という。)は、その事業等を開始しようとするときは、原子力施設の解体その他の事業等の廃止に伴う措置を実施するための方針を作成し、これを公表しなければならない。
施行状況
【経緯】 平成29年6月:廃止措置実施方針制度の検討に係る会合 第1回会合開催 (平成29年9月まで計3回開催) 平成29年11月:廃止措置実施方針の作成方針等に関する運用ガイド 委員会決定(平成30年10月施行) 平成29年12月:実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則、核燃料物質の加工の事業に関する規則等 改正公布(平成30年10月施行)
【定量的な主な実績】 (令和3年度末までの累積公表件数。新規作成及びその後の記載変更回数も含める。) ・ 発電用原子炉:146件 ・ 試験研究用原子炉:35件 ・ 加工事業者及び再処理事業者:14件
【具体的な効果・実例】 ①発電用原子炉設置者等での作成・公表 ・ 関連規則にて、発電用原子炉設置者等は少なくとも5年ごとに廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときはこれを変更しなければならないこと、及び発電用原子炉設置者等による廃止措置実施方針の公表はインターネットの利用により行うことを求めている。これに基づき、廃止措置実施方針の作成及び公表が必要となる全ての発電用原子炉設置者等において、当該方針が作成及び公表されている。 ②原子力規制委員会での公表

- ・ 国民への情報提供の一層の向上を図るため、原子力規制委員会のホームページにおいて発電用原子炉設置者等による廃止措置実施方針の公表状況に関する情報を平成 30 年 12 月から掲載している。

検討の結果

廃止措置実施方針は適切に作成、公表されており、本制度は適切に運用されている。

改正法施行状況の検討結果

(担当: 研究炉等審査部門)

2. (2)廃棄物埋設事業に関する規制の強化
該当条文: 原子炉等規制法第 51 条の 2、第 51 条の 24 の 2
改正概要
<p>第一種廃棄物埋設事業者は、第二種廃棄物埋設の事業の許可を受けないで、第一種廃棄物埋設施設において第二種廃棄物埋設を行うことができる。</p> <p>廃棄物埋設事業者は、第一種廃棄物埋設又は基準を超える第二種廃棄物に係る第二種廃棄物埋設の事業のための坑道を閉鎖しようとするときは、当該坑道についての坑道の埋戻しその他の措置に関する計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。</p>
施行状況
【経緯】
平成 27 年 1 月: 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム 第 1 回会合開催 (平成 30 年 7 月まで計 31 回開催)
平成 30 年 9 月: 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令 改正公布 (平成 30 年 10 月施行)
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則 改正公布(平成 30 年 10 月施行)
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 改正公布(平成 30 年 10 月施行)
【定量的な実績】
①第一種廃棄物埋設事業許可申請件数: 0 件
②坑道の埋め戻しその他の措置に関する計画の認可申請件数: 0 件
検討の結果
第一種廃棄物埋設施設において、第二種廃棄物埋設ができるよう、制度の整備を行った。また、第一種廃棄物埋設又は基準を超える第二種廃棄物に係る第二種廃棄物埋設の事業のための坑道の閉鎖に係る制度の整備を行った。

改正法施行状況の検討結果

(担当: 研究炉等審査部門)

2. (3)指定廃棄物埋設区域に関する規制の追加
該当条文: 原子炉等規制法第 51 条の 27～第 51 条の 34
改正概要
<p>原子力規制委員会は、指定廃棄物埋設区域を指定するものとする。</p> <p>廃棄物埋設事業者は、その事業を廃止したときは、指定廃棄物埋設区域に関する事項を原子力規制委員会に提出するとともに、原子力規制委員会は、これを永久に保存しなければならないものとする。</p> <p>指定廃棄物埋設区域内においては、原子力規制委員会の許可を受けなければ、土地を掘削してはならないものとする。</p> <p>原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、規定に違反した者に対し、その行為の中止及び原状回復を命ずることができるものとする。</p>
施行状況
<p>【経緯】</p> <p>平成 27 年 1 月: 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム 第 1 回会合開催 (平成 30 年 7 月まで計 31 回開催)</p> <p>平成 30 年 9 月: 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令 改正公布 (平成 30 年 10 月施行)</p> <p>指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可等に関する規則 改正公布 (平成 30 年 10 月施行)</p>
<p>【定量的な実績】</p> <p>① 指定廃棄物埋設区域指定件数: 0 件</p> <p>② 廃棄物埋設事業者廃止件数: 0 件</p>
検討の結果
指定廃棄物埋設区域に係る制度の整備を行った。

改正法施行状況の検討結果

(担当: 検査監督総括課、実用炉監視部門、核燃料施設等監視部門、専門検査部門)

3. (1)原子力規制検査
該当条文：原子炉等規制法第 61 条の 2 の 2、第 67 条の 2
改正概要
<p>原子力事業者等は、使用前事業者検査等の実施状況、保安規定等に従って講ずべき措置の実施状況その他の措置の実施状況等について、原子力規制検査を受けなければならないものとする。</p> <p>原子力規制検査は、過去の総合的な評定の結果その他の事情を勘案して行うものとする。</p> <p>原子力規制検査に当たっては、原子力規制委員会の指定する当該職員は、事務所又は工場若しくは事業所への立入り、必要な物件の調査その他の事項を行うことができるものとする。</p> <p>原子力規制委員会は、原子力規制検査に当たっては、当該職員が原子力事業者等が行う検査に立ち会うこと、当該職員が自ら原子力施設に立ち入って検査を行うことその他の方法により、効果的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p>原子力規制委員会は、原子力規制検査の結果に基づき、原子力事業者等が講ずべき措置の実施状況等について、総合的な評定をするものとする。</p> <p>原子力規制委員会は、総合的な評定に当たっては、原子力利用における安全に関する最新の知見を踏まえ、原子力事業者等が講ずべき措置の実施状況等を検証し、改善が図られているかどうかについても勘案するものとする。</p> <p>原子力規制委員会は、原子力規制検査及び総合的な評定の結果を、原子力事業者等に通知するとともに、公表するものとする。</p> <p>原子力規制委員会は、原子力規制検査の結果に基づき必要があると認めるときは、原子力事業者等に対し、措置命令その他必要な措置を講ずるものとする。</p>
施行状況
<p>【経緯】平成 28 年 5 月：検査制度の見直しに関する検討チーム 第 1 回会合開催 (令和 2 年 3 月まで計 19 回開催)</p> <p>平成 28 年 6 月：米国 NRC に職員を派遣 (平成 30 年 6 月までのべ 10 名の職員を派遣)</p> <p>平成 29 年 10 月：米国 NRC の検査官を招へい (令和 2 年 3 月まで 10 回招へい)</p> <p>平成 30 年 10 月：検査制度の試運用開始 (令和 2 年 3 月まで試運用フェーズを 3 段階に分けて実施)</p>

令和元年 12 月：原子力規制検査等実施要領 原子力規制庁長官決定（令和 2 年 4 月施行）

令和 2 年 1 月：原子力規制検査等に関する規則 制定公布（令和 2 年 4 月施行）

令和 2 年 8 月：検査制度に関する意見交換会合 第 1 回会合開催

（令和 4 年 3 月まで計 8 回開催）

【定量的な実績】（件数は、令和 2 年度と令和 3 年度の合計）

原子力規制検査実施件数：日常検査 実用炉 24 ガイド：3594 件

核燃料施設等 27 ガイド：3731 件

チーム検査 17 ガイド：485 件

検査指摘事項：60 件

総合的な評価件数：252 件（実用炉は原子炉ごと、その他は施設ごとに年 1 回評価）

【具体的な効果・事例】

①日常検査

- ・原子力規制検査に当たっては、原子力検査官が日常的に事務所又は工場若しくは事業所への立入り、原子力事業者等が行う安全活動について監視している。原子力規制検査に当たっては、原子力検査官が必要とする情報・場所等に自由にアクセスでき、現場の状況等を直接的に監視する仕組みとした。

②検査指摘事項・措置命令等

- ・原子力規制検査を通じて、東京電力柏崎刈羽原子力発電所における一連の核物質防護事案を確認し、令和 3 年 4 月 14 日に柏崎刈羽原子力発電所における特定核燃料物質の移動を禁ずる命令を発出した。また、総合的な評価の結果、原子力事業者等が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価し、追加検査を行うこととした。令和 3 年 10 月より追加検査を開始しており、今後、改善が図られているか確認していく。

③通知・公表

- ・原子力規制委員会は、原子力規制検査の結果について四半期毎、総合的な評価について年 1 回の報告を受けた。その結果は、原子力事業者等に通知するとともに、原子力規制委員会ホームページで公表した。
- ・原子力規制委員会は、意図的な不正行為が確認された 3 事案（日本核燃料開発株式会社、四国電力株式会社伊方発電所、株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン）について、原子力規制検査の結果、深刻度の評価を原子力事業者等に通知した。

【継続的改善】

・検査ガイド類や原子力規制検査制度の運用について、継続的に改善する取組として、外部有識者、原子力事業者等と意見交換する「検査制度に関する意見交換会合」を開催している。

検討の結果

本制度は、国際原子力機関の勧告等を踏まえ、事業者の安全活動に着目（パフォーマンスベースト）し、かつ、リスク情報を活用（リスクインフォームド）した検査制度とすべく、米国の検査制度を参考に整備した。本制度の施行前には、平成 28 年 5 月から検査制度の見直しに関する検討チームを設置して外部有識者及び事業者から意見を聴取して本制度の詳細設計を行ったほか、平成 30 年 10 月から試運用を行い、検査官の習熟を図ると共に本制度の実効性を検証した。また、これと並行して、米国における検査の実態を把握するため平成 28 年 6 月から平成 30 年 6 月まで米国原子力規制委員会（NRC）にのべ 10 名の職員を派遣したほか、平成 29 年 10 月から 10 回にわたって NRC 検査官を招へいし、本制度の検討状況や検査官の教育について助言を受けた。

このように本制度は入念に事前準備を行った上で、令和 2 年 4 月に施行された。おおむね検査計画どおりに検査が行われており、検査指摘事項を 60 件確認するなど、本制度は適切に運用されている。また、本制度の施行後も、本制度の運用における課題については、外部有識者及び事業者から意見の聴取を行い、検査ガイド類の見直しを行うなど、継続的な運用の改善に努めている。

本制度では、検査官が事業者の全ての安全活動を対象にリスク情報を活用して原子力安全上より重要なものをサンプリングして検査できるようになったこと、検査官がいつでも施設に立ち入ることで事業者の安全活動の実施状況を直接確認できるようになり、より効果的な検査が実施できるようになった。また、事業者側でも本制度と並行して、是正措置プログラム（CAP）が導入されたことにより、検査指摘事項などの課題を迅速かつ適切に是正することができるようになった。こうしたことから、本制度は従前の検査制度に比べ、原子力施設における安全性の向上につながっているものと考えられる。

※本項目において使用する用語は、原子力規制検査等実施要領において使用する用語の例による。

改正法施行状況の検討結果

(担当:検査監督総括課、実用炉監視部門、核燃料施設等監視部門、専門検査部門、
原子力規制企画課、実用炉審査部門、研究炉等審査部門、核燃料施設審査部門)

3. (2)原子力施設の保安のための業務に係る品質管理の要求
該当条文：原子炉等規制法第3条、第4条、第12条、第13条、第14条、第22条、第23条、第23条の2、第37条、第43条の3の5、第43条の3の6、第43条の3の24、第43条の4、第43条の5、第43条の20、第44条、第44条の2、第50条、第51条の2、第51条の3、第51条の18、第52条、第53条、第57条
改正概要
原子力規制委員会は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制が基準に適合するものであると認めるときでなければ、事業の許可等をしてはならない。 製錬事業者、加工事業者、試験研究用原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（以下、本項目において「発電用原子炉設置者等」という。）は、保安規定を定め、原子力施設の設置の工事に着手する前に、原子力規制委員会の認可を受けるとともに、原子力規制委員会は、設置の許可等を受けたところによるものでないと認めるときは、認可をしてはならない。
施行状況
【経緯】 平成28年5月：検査制度の見直しに関する検討チーム 第1回会合開催 （令和2年3月まで計19回開催） 令和2年1月：原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則 制定公布（令和2年4月施行） 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則の解釈 委員会決定（令和2年4月施行）
【定量的な実績】（令和2年度及び令和3年度の合計） 品質管理に係る原子力規制検査 日常検査 1ガイド：339件 チーム検査 1ガイド：18件
【具体的な効果・事例】 ①許可変更届出等 本制度の施行に際して、許可に係る変更届出が必要な全ての原子力事業者等から、届出を受領し、その内容を確認した。（発電用原子炉施設：19、発電用原子炉施設以外の原子力施設：231）

②保安規定認可等

- ・ 本制度の施行に際して、保安規定の認可又は変更に係る認可の申請が必要である全ての発電用原子炉設置者等から申請を受領し、その全てについて認可した。(発電用原子炉施設：19、発電用原子炉施設以外の原子力施設：39)

【継続的改善】

- ・ 検査ガイド類や原子力規制検査制度の運用について、継続的に改善する取組として、外部有識者、原子力事業者等と意見交換する「検査制度に関する意見交換会合」を開催している。

検討の結果

令和2年4月1日に施行された原子炉等規制法の一部改正法に基づく品質管理体制の強化のため、令和元年度第50回原子力規制委員会(令和元年12月25日)で、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び同規則の解釈を制定し、新検査制度と同日に施行した。これにより、原子力事業者は、設置もしくは事業等の許可において原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備し、設置の工事に着手する前に品質管理体制について保安規定に明示し認可を受け等の手続を行う必要があり、原子力規制委員会は、保安規定の認可等を適切に行い円滑に新制度への移行を進めている。

※本項目において使用する用語は、原子力規制検査等実施要領において使用する用語の例による。

改正法施行状況の検討結果

(担当: 検査監督総括課、実用炉監視部門、核燃料施設等監視部門、専門検査部門)

3. (3)使用前事業者検査
該当条文：原子炉等規制法第16条の3、第28条、第43条の3の11、第43条の9、第46条、第51条の8、第55条の2
改正概要
<p>加工事業者、試験研究用原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（以下、本項目において「発電用原子炉設置者等」という。）は、設置又は変更の工事をする原子力施設について使用前事業者検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならないものとする。</p> <p>発電用原子炉設置者等は、使用前事業者検査等にて原子力施設が技術上の基準に適合していること等について原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その原子力施設を使用してはならないものとする。</p>
施行状況
<p>【経緯】</p> <p>平成28年5月：検査制度の見直しに関する検討チーム 第1回会合開催 (令和2年3月まで計19回開催)</p> <p>令和元年12月：原子力規制検査等実施要領 原子力規制庁長官決定(令和2年4月施行)</p> <p>令和2年1月：原子力規制検査等に関する規則 制定公布(令和2年4月施行)</p> <p>令和2年8月：検査制度に関する意見交換会合 第1回会合開催 (令和4年3月まで計8回開催)</p> <p>【定量的な実績】(令和2年度及び令和3年度の合計)</p> <ul style="list-style-type: none">使用前事業者検査に係る原子力規制検査 チーム検査 1ガイド：62件 <p>【継続的改善】</p> <ul style="list-style-type: none">検査ガイド類や原子力規制検査制度の運用について、継続的に改善する取組として、外部有識者、原子力事業者等と意見交換する「検査制度に関する意見交換会合」を開催している。
検討の結果
使用前事業者検査に係る制度は適切に運用されている。

※本項目において使用する用語は、原子力規制検査等実施要領において使用する用語の例による。

改正法施行状況の検討結果

(担当: 検査監督総括課、実用炉監視部門、核燃料施設等監視部門、専門検査部門)

3. (4)定期事業者検査
該当条文: 原子炉等規制法第 16 条の 5、第 29 条、第 43 条の 3 の 16、第 43 条の 11、第 46 条の 2 の 2、第 51 条の 10
改正概要
<p>加工事業者、試験研究用原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、第一種廃棄物埋設事業者及び廃棄物管理事業者は、定期的に、原子力施設について定期事業者検査を行い、技術上の基準に適合していることについて確認するとともに、その結果を記録し、これを保存しなければならないものとする。</p> <p>加工事業者、試験研究用原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、第一種廃棄物埋設事業者及び廃棄物管理事業者は、定期事業者検査が終了したときなどは、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならないものとする。</p>
施行状況
<p>【経緯】</p> <p>平成 28 年 5 月: 検査制度の見直しに関する検討チーム 第 1 回会合開催 (令和 2 年 3 月まで計 19 回開催)</p> <p>令和元年 12 月: 原子力規制検査等実施要領 原子力規制庁長官決定 (令和 2 年 4 月施行)</p> <p>令和 2 年 1 月: 原子力規制検査等に関する規則 制定公布 (令和 2 年 4 月施行)</p> <p>令和 2 年 8 月: 検査制度に関する意見交換会合 第 1 回会合開催 (令和 4 年 3 月まで計 8 回開催)</p> <p>【定量的な実績】 (件数は、令和 2 年度と令和 3 年度の合計)</p> <ul style="list-style-type: none">定期事業者検査に係る原子力規制検査件数 日常検査 1 ガイド: 466 件 <p>【継続的改善】</p> <ul style="list-style-type: none">検査ガイド類や原子力規制検査制度の運用について、継続的に改善する取組として、外部有識者、原子力事業者等と意見交換する「検査制度に関する意見交換会合」を開催している。
検討の結果
定期事業者検査に係る制度は適切に運用されている。

※本項目において使用する用語は、原子力規制検査等実施要領において使用する用語の例による。

改正法施行状況の検討結果

(担当:放射線規制部門、研究炉等審査部門)

4. (1)放射性廃棄物の廃棄に係る特例(原子炉等規制法上の廃棄物へのみなし規定)
該当条文: 放射性同位元素等規制法第 33 条の2
改正概要
放射性同位元素等規制法の許可使用者、届出使用者及び許可廃棄業者が原子炉等規制法の廃棄事業者にその廃棄を委託した放射性同位元素又は放射性汚染物は、放射性同位元素等規制法、原子炉等規制法その他の法令の適用については、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物とみなすものとする。
施行状況
【経緯】 平成 30 年1月:放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(現:放射性同位元素等の規制に関する法律施行令) 改正公布(平成 30 年4月施行) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(現:放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則) 改正公布(平成 30 年4月施行) 令和元年 12 月:核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則(放射性同位元素等施設から発生する放射性廃棄物を同規則の対象とした) 改正公布(同日施行)
【定量的な実績】 ・ 実際に適用された例はない。
【継続的改善】 ・ 平成 20 年の改正原子力機構法により研究施設等廃棄物 ¹ の埋設処分事業の実施主体となった原子力機構のその実施に向けた検討状況を踏まえつつ、引き続き、廃棄を委託する際の運用面の課題について整理し、関係機関と連携し検討を進める。
検討の結果
本条の施行のための必要な制度は整備された。原子力機構の埋設処分事業の実施に向けた検討状況を踏まえつつ、引き続き、廃棄を委託する際の運用面の課題について関係機関と連携し必要な整理・検討を進める。

¹ この研究施設等廃棄物とは、原子力機構以外の研究機関、大学、医療機関、民間企業などで発生した放射性廃棄物を指す。

改正法施行状況の検討結果

(担当: 緊急事案対策室)

4. (2)放射性同位元素等に係る事故等の際の報告の義務化
該当条文: 放射性同位元素等規制法第 31 条の2
改正概要
放射性同位元素等規制法の許可使用者、届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、放射線障害が発生するおそれのある事故その他の事象が生じた場合においては、遅滞なく、事象の状況その他の事項を原子力規制委員会等に報告しなければならない。
施行状況
【経緯】 平成 29 年 12 月: 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(現: 放射性同位元素等の規制に関する法律)第 31 条の2の規定に基づく放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(現: 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則)第 28 条の3の規定による原子力規制委員会への事故等の報告に関する解釈 委員会決定(平成 30 年4月施行) 平成 30 年1月: 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(現: 放射性同位元素等の規制に関する施行規則) 改正公布(平成 30 年4月施行)
【定量的な実績】 ・ 放射性同位元素等に係る事故等法令報告: 17 件
検討の結果
放射性同位元素等に係る事故等の際の報告の制度については、適切な運用ができています。

改正法施行状況の検討結果

(担当:放射線規制部門)

4. (3)試験、資格講習、定期講習の課目の規則委任
該当条文:放射性同位元素等規制法第 35 条、第 36 条の2
改正概要
放射線取扱主任者の試験、資格講習及び定期講習の課目について、必要な都度、法律改正をするのではなく、機動的に見直しをすることができるよう、原子力規制委員会規則に委任する。
施行状況
【経緯】 平成 30 年1月:放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(現:放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則) 改正公布(平成 30 年4月施行) 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則 改正公布(平成31年4月施行)
【定量的な実績】 ・平成 30 年 4 月 ^{※1} 及び平成 31 年 4 月 ^{※2, 3} の改正規則施行により、放射線取扱主任者の試験等の課目を変更した。 ※1 定期講習において以下の課目の変更を実施。 ・ 事故対応に関する能力を向上することを目的に、事故の事例に関する課目を、事故の対応等に関する課目に変更 ※2 試験において以下の課目の変更を実施。 ・ 事故の対応に係る課目の追加 ・ 放射性同位元素等の取扱い、放射線施設の安全管理、測定の課目、事故対応に係る課目を実務に関する課目と位置付け、放射性同位元素等の取扱い等に係る一連の流れや課目を横断する複合問題の出題を可能とするよう変更 ※3 資格講習において以下の課目の変更を実施。 ・ 事故対応に関する知識等を確実に習得させることを目的に、事故の対応に係る課目の追加 ・ 放射性同位元素等の取扱い、放射線施設の安全管理の課目の統合
【具体的な効果・実例】 ・上記の課目変更の際、法律改正によることなく、機動的に課目変更をすることができた。

検討の結果

本改正の目的を達しており、本制度は適切に運用されている。

改正法施行状況の検討結果

(担当:放射線規制部門)

5. (1)工場等における特定放射性同位元素の防護措置義務
該当条文:放射性同位元素等規制法第 25 条の3、第 25 条の4
改正概要
<p>放射性同位元素等規制法の許可使用者、届出使用者及び許可廃棄業者(以下本項目において「使用者等」という。)は、特定放射性同位元素を工場又は事業所において取り扱う場合においては、特定放射性同位元素の防護のために必要な措置を講じなければならないものとする。</p> <p>使用者等は、特定放射性同位元素の防護のために必要な措置についての特定放射性同位元素防護規程(以下「防護規程」という。)を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならないものとする。また、防護規程を変更したときには、変更後、法令で定める期日内に原子力規制委員会に届け出なければならないものとする。</p>
施行状況
【経緯】
平成 29 年9月:「特定放射性同位元素に対する防護措置の法令改正に係る説明会」を 6 日間にわたり開催(約 1,000 人が参加)
平成 30 年 11 月:放射性同位元素等の規制に関する法律施行令 改正公布(令和元年9月施行) 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則 改正公布(令和元年9月施行) 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第 38 条の5第3号の規定に基づき原子力規制委員会が認めた者を定める告示 公布(同日施行) ^(※)
平成 30 年 12 月～平成 31 年2月:「特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラム」を全国8か所で開催(約 1,040 人が参加)。その後も必要な都度開催しており、本年3月末までに計 1,200 名が修了
(※)この告示を制定することにより、規則第 38 条の5に定める特定放射性同位元素防護管理者の要件のうち同条第3号の、
① 特定放射性同位元素の防護に関する業務に管理的地位にある者として一年以上従事した経験を有する者
② 又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めた者であること
の②「原子力規制委員会が認めた者」は、原子力規制庁が実施する特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラム(以下「育成プログラム」という。)を修了した者であるとした。

【定量的な実績】

- ・ 防護規程の届出及び変更届出件数: 約 800 件(令和元年9月～令和4年3月末時点)

【具体的な効果・事例】

- ・ 特定放射性同位元素を取り扱う使用者等(全国で約 460 事業所(令和4年3月末時点))は、施行日前に、防護規程を作成し届け出ている。また、防護規程を変更したときには、変更後、変更した防護規程を届け出ている。
- ・ その使用者等が講ずべき防護のために必要な措置の状況及び防護規程の遵守状況については、立入検査で確認しており、いずれの使用者等においてもその取り扱う特定放射性同位元素に応じた防護のために必要な措置が講じられている。

【継続的改善】

- ・ 特定放射性同位元素を取り扱う全ての使用者等に対して引き続き立入検査を行い、必要に応じて更なる業務の改善を促して、本制度の一層の実効性確保を図っていく。

検討の結果

改正法の施行前から、特定放射性同位元素を取り扱う使用者等の理解促進を図るため、対象使用者等に対し、法令改正の説明会及び育成プログラムに取り組んでおり、該当する全ての使用者等において、改正法に基づいてあらかじめ防護規程の届出がなされた。

そして、これまでの立入検査等により、使用者等において、防護規程等に基づき特定放射性同位元素の防護のために必要な措置が講じられていることを確認している。

これらのことから、当該使用者等において法令に基づいた防護措置が確保されるとともに、セキュリティ意識の向上が図られているものと考えられることから、本制度は適切に運用されている。

引き続き立入検査を行い、必要に応じて更なる業務の改善を促して、本制度の一層の実効性確保を図っていく。

改正法施行状況の検討結果

(担当:放射線規制部門)

5. (2)工場等の外における運搬に係る特定放射性同位元素の防護措置義務
該当条文: 放射性同位元素等規制法第 25 条の5、第 25 条の6
改正概要
<p>放射性同位元素等規制法の許可使用者、届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者(以下本項目において「許可届出使用者等」という。)が特定放射性同位元素を工場等の外において運搬する場合においては、技術上の基準に従って放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置を講じなければならないものとする。</p> <p>許可届出使用者等は、特定放射性同位元素を工場等の外において運搬する場合においては、運搬が開始される前に、当該特定放射性同位元素の運搬について責任を有する者を明らかにし、その責任が移転される時期、場所等について発送人、その責任を有する者及び受取人の間で取決めを締結するとともに、その締結について、原子力規制委員会に届け出なければならないものとする。</p>
施行状況
【経緯】 5. (1)のとおり。
【定量的な実績】 <ul style="list-style-type: none">・ 運搬物確認(B 型輸送物)件数:約 760 件(全対象件数)(令和元年度9月～令和4年3月末時点)・ 取決めの締結に係る届出件数:約 180 件(令和元年9月～令和4年3月末時点)
【具体的な効果・実例】 <ul style="list-style-type: none">・ 運搬物確認の対象となる特定放射性同位元素の運搬の際、運搬物確認により、その全ての運搬物について防護のために必要な措置が講じられているか確認されている。そして、国の登録運搬物確認機関に対する立入検査により、その運搬物確認の実施状況等についても確認している。・ 取決めの締結状況について、防護措置に係る立入検査において、その届出内容の確認のみならず、許可届出使用者等の関係者間で適切に取決めがなされているか確認している。
【継続的な改善】

- ・ 5. (1)と同様に、引き続き立入検査を行い、必要に応じて更なる業務の改善を促して、本制度の一層の実効性確保を図っていく。

検討の結果

改正法の施行前から、特定放射性同位元素を取り扱う許可届出使用者等の理解促進を図るため、対象使用者等に対し、法令改正の説明会及び育成プログラムに取り組んできた。

そして、これまでの立入検査等により、許可届出使用者等において、特定放射性同位元素の運搬の際に防護のために必要な措置が講じられていること及び取決めの締結届の内容のとおりに適切に取決めがなされていることを確認している。

これらのことから、当該許可届出使用者等において法令に基づいた防護措置が確保されるとともに、セキュリティ意識の向上が図られているものと考えられることから、本制度は適切に運用されている。

引き続き立入検査を行い、必要に応じて更なる業務の改善を促して、本制度の一層の実効性確保を図っていく。

改正法施行状況の検討結果

(担当:放射線規制部門)

5. (3)特定放射性同位元素防護管理者の選任
該当条文: 放射性同位元素等規制法第 38 条の2
改正概要
放射性同位元素等規制法の許可使用者、届出使用者及び許可廃棄業者(以下本項目において「使用者等」という。)は、特定放射性同位元素の防護に関する業務を統一的に管理させるため、特定放射性同位元素防護管理者を選任し、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならないものとする。
施行状況
【経緯】 5. (1)のとおり。
【定量的な実績】 <ul style="list-style-type: none">・ 育成プログラム修了者数:約 1,200 名(平成 30 年 12 月～令和4年3月末日)・ 特定放射性同位元素防護管理者の選任及び解任に係る届出件数:約 720 件(令和元年9月～令和4年3月末日)
【具体的な効果・実例】 <ul style="list-style-type: none">・ 特定放射性同位元素の取り扱う使用者等(全国で約 460 事業所(令和4年3月末時点))は、特定放射性同位元素防護管理者を選任し届け出ている。・ その特定放射性同位元素を防護するため、選任された特定放射性同位元素防護管理者が必要な業務を適切に遂行しているかどうか等については、立入検査で確認しており、いずれの使用者等においても特定放射性同位元素防護管理者による必要な業務の懈怠等は認められず、特定放射性同位元素の防護のために必要な措置が講じられている。
【継続的改善】 <ul style="list-style-type: none">・ 5. (1)と同様に、引き続き立入検査を行い、必要に応じて更なる業務の改善を促して、本制度の一層の実効性確保を図っていく。
検討の結果
改正法の施行前から、特定放射性同位元素を取り扱う使用者等の理解促進を図るため、対象使用者等に対し、法令改正の説明会及び育成プログラムに取り組んでおり、該当する全ての使用者等において、改正法に基づいてあらかじめ特定放射性同位元素等防護管理者の選任の届出がなされた。

そして、これまでの立入検査等により、特定放射性同位元素を防護するため選任された特定放射性同位元素防護管理者が必要な業務を適切に遂行していることを確認している。

これらのことから、当該使用者等において法令に基づいた防護措置が確保されるとともに、セキュリティ意識の向上が図られているものと考えられることから、本制度は適切に運用されている。

引き続き立入検査を行い、必要に応じて更なる業務の改善を促して、本制度の一層の実効性確保を図っていく。

改正法施行状況の検討結果

(担当:放射線規制部門)

5. (4)登録運搬物確認機関の要件の追加
該当条文: 放射性同位元素等規制法第 41 条の 19 の2、第 41 条の 21 の2
改正概要
<p>5. (2)の措置義務の実効性を確保するため、特定放射性同位元素の運搬物確認を行う登録運搬物確認機関がその防護のために必要な措置の実施状況を適切に確認することができるよう、その登録要件のうち運搬物確認員の要件に特定放射性同位元素防護措置に係る知識及び経験を追加するものとする。</p> <p>(※)なお、登録運搬方法確認機関についても登録要件が同様に改正された(国土交通省が所管)。</p>
施行状況
【経緯】 <p>5. (1)のとおり。</p> <p>(※)なお、育成プログラムを修了した者は、運搬物確認員の要件である特定放射性同位元素防護措置に係る知識及び経験を有する者に該当するものとして取り扱うこととしている。</p>
【定量的な実績】 <ul style="list-style-type: none">・ 特定放射性同位元素防護措置に係る知識及び経験を有する運搬物確認員が属する登録運搬物確認機関数: 2機関(全対象機関)・ 運搬物確認(B型輸送物)件数: 約 760 件(全対象件数)
【具体的な効果・事例】 <ul style="list-style-type: none">・ 運搬物確認の対象となる特定放射性同位元素の運搬の際、登録運搬物確認機関において、特定放射性同位元素防護措置に係る知識及び経験を有する者により必要な運搬物確認が行われていることを立入検査等で確認している。
【継続的改善】 <ul style="list-style-type: none">・ 上記の運搬物確認の実施状況について、引き続き立入検査で確認し、必要に応じて更なる業務の改善を促す等して、5. (2)の措置義務の一層の実効性確保を図っていく。
検討の結果
運搬物確認の対象となる特定放射性同位元素の運搬の際、登録運搬物確認機関において、特定放射性同位元素防護措置に係る知識及び経験を有する者により必要な運搬物確認

が行われていることを立入検査等で確認しており、本制度は適切に運用されている。

上記の運搬物確認の実施状況について、引き続き立入検査で確認し、必要に応じて更なる業務の改善を促す等して、5.(2)の措置義務の一層の実効性確保を図っていく。

改正法施行状況の検討結果

(担当:放射線規制部門)

5. (5)放射線同位元素等に係る使用者等の責務
該当条文: 放射性同位元素等規制法第 38 条の4
改正概要
放射性同位元素等規制法の許可使用者、届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者(以下本項目において「使用者等」という。)は、原子力利用等における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護に関し、必要な措置を講ずる責務を有するものであるものとする。
施行状況
【経緯】 平成 30 年1月:放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(現:放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則) 改正公布(平成 30 年4月施行) 令和 30 年 11 月:放射性同位元素等の規制に関する法律施行令 改正公布(令和元年9月施行) 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則 改正公布(令和元年9月施行) 本改正により、 ① 特定許可使用者(一定量以上の放射性同位元素又は放射線発生装置の使用者)及び許可廃棄業者が作成する放射線障害予防規程(以下「予防規程」という。)において、自ら業務の改善等に取り組むよう定めるべきものとした。 ② また、特定放射性同位元素を取り扱う許可届出使用者及び許可廃棄業者が作成する防護規程においても、自ら業務の改善等に取り組むよう定めるべきものとした。
【定量的な実績】 ・ 予防規程に業務の改善等を定めた、特定許可使用者及び許可廃棄業者数は以下のとおり。 特定許可使用者:約 1,200 事業所(令和4年3月末時点) 許可廃棄業者:7 事業所(令和4年3月末時点) ・ 防護規程に業務の改善等を定めた、特定放射性同位元素を取り扱う許可届出使用者及び許可廃棄業者は以下のとおり。 特定放射性同位元素を取り扱う許可届出使用者及び許可廃棄業者:約 460 事業所(令和4年3月末時点)

【具体的な効果・実例】

- ・ 特定許可使用者及び許可廃棄業者は、放射線障害の防止に関する業務の改善等に取り組む旨の規程を予防規程に定め、変更を届け出ている。
- ・ 特定放射性同位元素を取り扱う許可届出使用者及び許可廃棄業者は、自ら業務の改善等に取り組む旨を含む防護規程を定め、届け出ている。
- ・ こうした予防規程や防護規程に基づく取組の状況については、立入検査において確認しており、特に特定放射性同位元素の防護に関する立入検査においては、制度の定着や理解向上等を促す場合もあるが、いずれの使用者等においても業務の改善、教育訓練の充実等の取組が行われている。

【継続的改善】

- ・ 立入検査において、業務の改善、教育訓練の充実等に係る使用者等の取組の状況を確認する。

検討の結果

立入検査において確認を行った使用者等においては、いずれも業務の改善、教育訓練の充実等の自主的な改善取組が行われており、本制度は適切に運用されている。

改正法施行状況の検討結果

(担当:放射線防護企画課)

6. (1)放射線審議会への調査審議・提言機能の追加
該当条文: 放射線障害防止の技術的基準に関する法律第5条
改正概要
放射線審議会の役割を、諮問された事項に関する調査審議及び答申を行う現行の事務に加え、放射線障害防止の技術的基準に関する事項に関し、関係行政機関の長に意見を述べるができるものとした。
施行状況
【経緯】 平成 29 年4月:公布・施行 平成 30 年1月:放射線防護の基本的考え方の整理-放射線審議会における対応- 策定 平成 30 年3月:眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について 意見具申 平成 31 年1月:東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた緊急時被ばく状況及び現存被ばく状況における放射線障害防止に係る技術的基準の策定の考え方について 策定 令和4年2月:放射線防護の基本的考え方の整理-放射線審議会における対応- 改訂
【定量的な実績】 ・ 意見具申 1件(令和3年度末時点) ・ 法改正を踏まえた審議会の取りまとめ文書 2件(令和3年度末時点)
【具体的な効果・実例】 ①「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について」の意見具申 ・ 国際放射線防護委員会(ICRP)が平成 23 年に計画被ばく状況における職業被ばくに関する眼の水晶体の等価線量限度について勧告したことを受け、放射線審議会は、当該勧告を我が国の規制に取り入れるために、眼の水晶体の放射線防護検討部会を設置し実質的な議論(平成 29 年7月 25 日～平成 30 年2月 21 日の間に7回開催)を進めた。平成 30 年3月に「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について」をとりまとめ、関係行政機関に意見具申を行った。当該意見具申を踏まえ、令和2年7月時点で、すべての関係行政機関から、眼の水晶体の線量限度の変更等について諮問がなされ、審議会から妥当の旨を答申している。 ②「放射線防護の基本的考え方の整理-放射線審議会における対応-」の取りまとめ・周知

- 放射線審議会は、放射線障害防止に係る技術的基準の斉一化を図るため、放射線防護に係る基本的な考え方を整理し、関係行政機関が技術的基準を策定する際などに留意すべき主な事項をとりまとめた「放射線防護の基本的考え方の整理-放射線審議会における対応-」を平成30年1月に策定し、関係行政機関へ周知を行った。
- 放射線審議会は、クリアランスに係る記載の追記、新しいICRP勧告の反映、線量制限における線源関連と個人関連の考え方の整理等のための審議を行い、「放射線防護の基本的考え方の整理-放射線審議会における対応-」を令和4年2月に更新した。

③東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた対応

- 放射線審議会は、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた動きとして、「現存被ばく状況」又は「緊急被ばく状況」の中での放射線防護については、データ又は事実に基づいて検証していく必要があることを踏まえ、これまでに放射線審議会で諮問答申した基準を中心に現状を整理し、「東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた緊急時被ばく状況及び現存被ばく状況における放射線障害防止に係る技術的基準の策定の考え方について」を平成31年1月に策定し、関係行政機関にフォローアップの状況を共有した。

検討の結果

放射線障害の防止に関する技術的基準の策定に、従前よりも高い水準の専門的知識等が要求されるようになった傾向を踏まえ、関係行政機関による国内法令への技術的基準の取り入れを円滑化する観点から、本改正により上述のとおり放射線審議会の機能を強化した。

具体的には、国際放射線防護委員会(ICRP)が平成23年に計画被ばく状況における職業被ばくに関する眼の水晶体の等価線量限度について勧告したことを受け、放射線審議会自らが調査審議を行い、関係行政機関へ意見具申することによって、国際的に提唱されている基準の国内法令への斉一的な取入れに資した。

また、関係行政機関が放射線審議会に諮問する際に参照となる文書を作成し、放射線障害防止の技術的基準の斉一を図る前提となる事項について、関係行政機関との共通理解の醸成に資した。